

令和7年第1回

おおい町農業委員会議事録

おおい町農業委員会  
(令和7年1月28日)

召集年月日 令和7年1月28日（火）

召集の場所 おおい町総合町民センター 第2会議室

開会 令和7年1月28日 午後3時01分

閉会 令和7年1月28日 午後4時20分

出席委員（14名）

1番 細川正博	2番 松尾豊（会長）	3番 渡邊典子
4番 岩崎誠一	5番 桑田一広	6番 森和哉
7番 谷口新市	8番 松尾光繁	9番 松井厚雄（職務代理）
10番 早川直助	11番 塩野鐘吉	12番 小原悟
13番 古池洋子	14番 國久博一	

欠席委員（0名）

出席事務局

局長 小西守	次長 門野幸文	書記 木村光宏
		中塚淳子

提出議案

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議について

議案第3号 令和7年農作業標準賃金及び標準料金の決定について

議案第4号 地域計画（案）に関する意見等について

局長 皆さんご苦労様です。  
ただ今から、令和7年第1回おおい町農業委員会を開催いたします。  
本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております4議案を予定しております。  
それでは開会にあたりまして、会長から開会のあいさつをいただきたいと存じます。  
会長、よろしくお願いいたします。

会長 本日は、令和7年第1回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。  
それでは、本日上程します議案について、慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

局長 ありがとうございます。このあとの議事進行につきましては、おおい町農業委員会会議規則第4条で会長が議長にあたることと規定されていますので、議事進行をよろしくお願いいたします。

[開会]  
議長

それではただ今から議事に入ります。  
本日の出席委員は、14名でございまして、おおい町農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたします。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせて頂きます。

[日程 1]

議長 日程1 会議録署名委員の指名についてであります、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 それでは 3番 渡邊委員さんと 12番 小原委員さんを指名いたします。

[日程 2]

議長 日程2 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による

農地の転用及び所有権移転許可申請審議について を議題とします。議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局長 はい、議長。

議案第1号は、〇〇〇在住の〇〇〇〇氏の所有する農地について、〇〇〇〇〇〇〇在住の〇〇〇〇氏が住宅敷地への進入路として使用するため転用する申請であります。詳細は書記に説明させます。

中塚書記 はい、議長。

(議案第1号資料説明)

申請地は、譲受人が利用する住宅の手前にある農地であり、隣接する通路が狭いため、住宅敷地への進入路として使用するため転用する申請です。

資料4ページをご覧ください。

譲受人が利用する住宅は、申請地の奥にありまして、現在、〇〇〇〇氏が所有者となっておりますが、以前は譲受人の〇〇が所有されており、家財道具等は譲受人が相続された物もあることから、〇〇氏と共有で利用されているとのことです。

なお、今回の申請にあたり、〇〇氏の承諾書も添付されています。

この申請地の農地区分につきましては、中山間地域にある農地であり、第2種その他農地に該当します。今回の住宅敷地への進入路としての整備は、住宅を利用する申請者に必要な施設であるため、転用基準に合致すると考えます。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

桑田委員 はい、議長。

こちらは22日に早川委員と現地を確認いたしました。

当該農地に隣接する農地はなく、周囲の営農に影響はないものと考えます。また、当該農地は申請者に必要な住宅敷地への進入路として使用する計画であることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

議長 ご報告ありがとうございました。  
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告  
がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですので、議案第1号について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成全員でございますので、日程2 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものとしたします。

### [日程 3]

議長 日程3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議について を議題とします。議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局長 はい、議長。  
議案第2号は、〇〇の〇〇〇〇氏の所有する農地について、同じく〇〇の〇〇〇〇が〇〇を建築するため転用する申請であります。詳細は書記に説明させます。

中塚書記 はい、議長。  
(議案第2号資料説明)  
譲受人の〇〇〇は〇〇にある〇〇です。現在、〇〇に居住している〇〇が、〇〇〇〇が〇〇されることに伴い、資料8ページのとおり当該農地に〇と居住する〇〇を建築するための転用申請です。

この申請地の農地区分につきましては、若狭本郷駅から300m以内にあることから、第3種農地に該当します。よって転用可能な農地となっております。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件に

つきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

桑田委員

はい、議長。

こちらも22日に早川委員と現地を確認いたしました。

事務局説明のとおり、申請地は若狭本郷駅から300m以内であり、第3種農地となるため、転用可能と判断いたします。

議長

ご報告ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長

ご意見、ご質問がないようですので、議案第2号について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

賛成全員でございますので、日程3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものいたします。

#### [日程 4]

議長

日程4 議案第3号 令和7年農作業標準賃金及び標準料金の決定について を議題といたします。

議案の内容について事務局から説明致します。

局長

はい、議長

議案第3号は、毎年おおい町農業委員会が設定しております農作業標準料金の今年分を設定するものでございます。この設定金額はあくまでも目安でございますので、それを踏まえてご審議いただきますようお願いいたします。

詳細は書記に説明させます。

中塚書記

はい、議長。

(議案第3号朗読)

議案第3号は、令和7年のおおい町内における農作業の標準料金を定めるもので、毎年、福井県農業会議の公表する指針と近隣の市町の動向を参考に定めております。

資料12ページには昨年のおおい町の標準料金を、13ページには、近隣市町と福井県農業会議の定めている標準料金を参考資料として添付しております。

資料13ページのとおり、従来から、本町の耕作に係る標準料金は、県農業会議の示す標準料金を上回る設定がされておりますが、これは、町内の圃場は、団地面積や傾斜度、区画形状等が嶺北に比べ条件が不利であることに起因しております。

次に資料11ページに戻っていただきまして、こちらが本町の令和7年農作業標準料金の案となっております。

本町を含め嶺南の各市町の農作業標準料金はほとんどが同程度で設定されていることなどを勘案いたしまして、本町における令和7年の農作業標準賃金及び標準料金については、前年と同額といたしました。

議長 　　ただ今、事務局からの説明がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

松井委員 　　令和6年に一部変更したのは何の項目だったか。

局長 　　収穫が18,500円から20,000円に、乾燥が1,300円から1,500円に、もみ摺が700円から800円にそれぞれ変更しております。

松井委員 　　あくまでも目安の金額としているが、今年も物価が高騰している中で、見直しも考えていかなければならないのかなと思う。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇がこの単価を採用するので、合わせないといけないかなと思う。なるべく高い水準でみてほしいと思う。

局長 　　資料13ページに近隣市町の状況を載せさせていただいております。比較しましても、それほど安すぎる設定にはなっていないかと判断しております。

松井委員 　　他市町の値上げの情報は。

中塚書記            ○○○のみ決まっています。他の市町はまだ決ま  
ていません。1月の委員会に諮られます。

古池委員            ○○○の状況は。

局        長            ○○○は設定しておりません。相対で自由に設定  
となります。

議        長            他にご意見、ご質問がないようですが、ご異議は  
ございませんか。

(意義なし)

議        長            ご異議がないようございますので、議案第3号 令  
和7年農作業標準賃金及び標準料金については、  
標準料金の案のとおり決定いたします。

#### [日程 5]

議        長            日程5 議案第4号 地域計画(案)に関する意見等  
について を議題といたします。

それでは、議案の内容について事務局から説明  
をお願いします。

局        長            はい、議長。

議案第4号は、農業経営基盤の強化の促進に  
関する計画(地域計画)の意見聴取について」、  
農業経営基盤強化法第19条第6項に基づき、  
地域計画を定めるときは、あらかじめ、  
農業委員会等の意見を聴くこととなっております  
ことから、提出するものがございます。詳細  
は書記に説明させます。

木村書記            はい、議長。

今回、2地区から案が提出されております  
ので、よろしく申し上げます。上佐分利と  
中佐分利の2地区です。

目標地図の素案については、農地台帳を  
基に作成した現況地図、アンケート調査  
等を行い、昨年10月から11月にかけて各  
地区で行った協議の場での意向をもとに  
作成しております。地域計画は、令和6  
年度末で一度策定されますが、内容に  
ついては毎年見直しを行う予定と聞いて  
おり

ます。

それでは、上段の地域名の欄に記載のありますとおり、中佐分利地区の地域計画の案について説明いたします。協議結果を国が定める様式に落とし込んだものがこちらの資料になっております。

まず、大項目の1、地域における農業の将来の在り方のうち、(1)地域計画の区域の状況についてですが、区域内の農用地等面積は69.8ヘクタールとなっており、田の面積は55.2ヘクタール、そのほかの面積は記載のとおりとなっております。

(2)地域農業の現状及び課題につきましても、記載のとおり、たとえば地域内の集落営農組織では、労力不足と水路等の水稲用施設の充実が課題となっております。

このことを受けまして、(3)地域における農業の将来の在り方につきましては、水稲における資材コストの低減、労働時間の削減に向けた直播栽培を進めることや、多面的機能を維持するため定期的な施設点検及び共同活動を行うこととしております。

次のページでございますが、大項目2、農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標につきましては、将来の目標とする集積率を80%と設定しております。

大項目3、農業者及び区域内の関係者が大項目2の目標を達成するためにとるべき必要な措置につきましては、記載のとおり農地中間管理機構の活用により、農地の集積、集約化を図ることとしております。

大項目4、地域内の農業を担う者一覧につきましては、目標地図に位置づけられる農業者の一覧となっております。こちらは、地域の協議の中で担い手となる方々を調整させていただいております。

また、地域での協議の結果に基づき、農業委員会事務局にて作成いたしました案を基に、担い手が位置づけられる農地を示した目標地図を作成いたしました。中佐分利地区では、これらの色分けされている7名の方を中心に、農地の集積、集約化を図っていくとくことで計画しております。

議 長

ただ今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

細川委員 他の地域は。

木村書記 13地区を予定しておりますが、作業が間に合わず、中佐分利（小車田、鹿野、笹谷、岡安）1地区の説明となっております。

局長 今回は1例ということでご理解いただきたいと存じます。

古池委員 この後はどうなる。

局長 これが素案づくりと言いますか現状把握の資料となっております。1回限りではなく、この後、適宜計画を見直していく必要が当然あるかと思っておりますので、その都度皆さんにご審議いただくことになるかと存じます。

松井委員 「地域内の農業を担う者の一覧」の地図を見ると、白い空白が結構あって、個人農業者さんがいらっしゃるかと思うが人数を把握されているなら参考の数字として人数だけでも入れたらどうか。

木村書記 人数は把握しておりますので、記載することは可能かと思えます。

局長 その他農業者各何名として色塗りすることですかね。  
地域計画につきましては、認定農業者や集落営農組織ばかりでなく、個人の一農地所有者が頑張ってやるということであれば色塗りすることは可能な計画でございます。熱意のある農業者を記載すべきところではございますが、主だった皆さんを頭出しさせていただいている状況でございます。小規模の経営体についても、着色方法を検討し、次回の委員会でご審議いただきたいと思えます。

塩野委員 将来的には農地の集約を進めて大きな圃場にする計画であるが、現時点ではその効果は見えていない。

細川委員 土地改良事業のこともありますが、地域計画ではおおい町全体の10年後のビジョンを決めるために「見える化」を進めており、それぞれの地域ごとに出てきた課題にどう対応するかを議論している。

議 長 他にご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、地域計画（案）に関する意見等については、継続案件といたします。

議 長 それでは、これをもちまして上程した全ての日程を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。